

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 26 年 11 月 19 日
開会時刻	午後 1 時 59 分
閉会時刻	午後 2 時 50 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	加藤 寿人
審 議 議 案	庁舎改修について
	新市建設計画の変更について
	施設使用料の見直しについて
	行財政改革について
	自治会集会所建設等の補助制度（案）の見直しについて
説 明 者	総務部長、管財契約課長、危機管理部長、危機管理課長、
	情報戦略局長、情報調査室長、企画調整課長、
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	ほか関係参与

審議結果並びに経過

中村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「庁舎改修について」、「新市建設計画の変更について」、「施設使用料の見直しについて」、「行財政改革について」、及び「自治会集会所建設等の補助制度（案）の見直しについて」審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 1 時59分

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから総務政策委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「庁舎改修について」、「新市建設計画の変更について」、「施設使用料の見直しについて」、「行財政改革について」、及び「自治会集会所建設等の補助制度（案）の見直しについて」の5件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【庁舎改修について】

◎中村豊治委員長

それでは初めに、「庁舎改修について」の御協議をお願いいたします。

当局からの説明をお願いいたします。

総務部長。

●可児総務部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長から仰せのとおり「庁舎改修について」外4件でございます。

詳細につきましては、各担当課長のほうから御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

「庁舎改修」について御説明させていただきます。

本庁舎本館は昭和40年に建設をされ、築49年が経過をし、老朽化が進んでいることから、庁舎のあり方について検討を重ねてまいりました。

結果としまして、本庁舎本館につきましては、建てかえを行わず、耐震補強工事、津波浸水対策、老朽化改修工事を実施し、現行庁舎を使用できる限りは使用していくという方針が決定をされまして、議会にも御報告させていただいているところでございます。

また、財源となります合併特例債が平成32年度まで延長されたことから、工事の実施につきましては、優先順位をつけて実施していくこととし、これまでに庁舎北側にブレースを設置する耐震補強工事と津波浸水対策でありますエネルギー棟につきましては、工事が完成をしております。

今後は、本庁舎本館の長寿命化を図るための改修工事を実施していきたいと考えております。

改修項目の主な内容としましては、2番に記載のとおり、天井、床のほか、電気・空調等の各設備、屋上・外壁等の改修に加え、来庁者の利便性の向上を図るレイアウトの改修も予定をしております。

3番の施工方法でございますが、騒音、振動などの市民への影響を考慮しまして、施工期間中は本館全館の事務所機能を一斉移転させ施工していきたいと考えております。

移転先につきましては、4番の改修工事期間中の一時移転先に記載のとおり、市の保有する施設を有効に活用したいというふうに考えております。

5番の施工期間ですが、改修計画の期間を含め平成26年度から平成30年を予定しております。平成26年度は、計画（案）の作成、平成27年度には、本館改修設計業務と一時移転先の改修設計業務及び改修工事、平成28年度は一時移転先の改修工事及び一時移転先への引越し、引越し終了後、本館改修工事を実施しまして、工期は1年を予定をしております。平成29年度は引き続き本館改修工事を実施しまして、平成30年4月には改修した庁舎の運用開始を予定しております。

以上、「庁舎改修について」でございます。

なお、改修工事の内容等、詳細につきましては、現在、検討しているところでございます。案がまとまりましたら改めて御協議いただくよう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。

小山委員。

○小山敏委員

ちょっとお聞かせください。

先ほどの説明の中で経費につきまして一切触れられてなかったんですが、一時移転先のその改修とか、本館の改修工事とか、二度の引っ越し代とかです。

総経費どれぐらい見ているんでしょうか。

◎中村豊治委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

改修経費につきましては、改修内容やその程度、規模によって改修経費に大きく影響することから現在、検討しているところでございます。

今後、改修内容を検討していく中で、できる限り経費を抑えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

この老朽化している箇所の改修を行い、長寿命化を図っていくということなんですが、鉄筋コンクリート造は60年が耐用年数といわれておりますよね。改修してもですね、きれいにはなりますけども、寿命が延びるわけじゃないですよ。

そうなりますと、これ改修して、またそこへ戻ってくるのが平成30年ということは4年後で、ということは築後53年たってるわけですよ、そのときには。ということは、耐用年数60年とすると残りあと7年しかないわけなんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎中村豊治委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

はい、建物の耐用年数でございますけれども、耐用年数といいますのが、財務省で定める耐用年数は、あくまでも税法上の減価償却を算定するものでございまして、物理的な耐用年数ということではございません。

また、コンクリートの耐久性というのは、約100年もつというような考え方もございまして、適切な補修・改修を行うことで、改修後も物理的な耐用年数、耐久性を伸ばすということが可能というふうに考えております。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

ということは、当分というか、かなりの長い間、改築ということは一切想定してないわけですか。

◎中村豊治委員長
管財契約課長。

●山口管財契約課長
今ところは、長寿命化ということで、今回の改修で今後20年以上は使用していきたいというふうに計画しております。
以上です。

◎中村豊治委員長
小山委員。

○小山敏委員
それまでのつなぎというか、それまでの間、きれいに便利に使えるようにしておく、そういう発想ですね。

◎中村豊治委員長
管財契約課長。

●山口管財契約課長
考え方としては長寿命化ということで、そういう考え方もできるかと思います。

◎中村豊治委員長
他にございますか。
野崎委員。

○野崎隆太委員
すみません、ちょっと数点お聞かせください。

ちょっと先ほど小山委員からの御質問の中で、お金の予算が工事の内容によって、どこまでかかるかわからないというような御答弁であったかなと思うんですけども、ある程度その、積み上げ式とかわからないというのはわかるんですけども、今の段階で、例えば、庁舎をどうやってしたいとか、どういうビジョンを持つとるもんで改修をするとか、そのための費用、予算はこれぐらいまでならかけて大丈夫だっというような形であるのが普通のプロジェクトだと思うんです。

これ全く何もわからないってことは、何のビジョンもないけどとりあえず業者さんをお願いして発注して、全部積み上げてもらって、お金こんだだけかかりました。という形になるってというような理解かなと思うんですけど、それでよかったですか。

◎中村豊治委員長
管財契約課長。

●山口管財契約課長

以前には、庁舎改修プロジェクトの試算で約16億円かかるという御説明をさせていただいております。また、これまでに耐震補強工事、あとエネルギー棟の建設工事で既に3億4,000万円ほどかかっております。

ですので、今後、こういったところを踏まえて、改修内容を検討していく中で、できる限り経費を抑えていきたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

1回目の御質問の中でその数字が、むしろ出てくるべきかなと思っております。

もう1個教えてほしいんですけども、今の時点で、例えば、ここに書いてある改修項目というのがあるんですけども、これあくまでも修繕であって、例えば、よその新しく建てかえられとる市役所とか、改修の中でも大きな改修をしとる市役所ですと、そもそも、時代が違いますので、建てられたときとは、ロビーの使い方であるとかいろんなところがそもそも、改修というよりは、どうやって市役所を使っていくかとか、どうやって行政の持ち物を使っていくかという視点で改築、改造、改修がされておるかなと思うんですけども、これ本当につなぎだけで、あまりそのビジョンとか、例えば今の市長がどういうふうに市役所使いたいもんでっていうようなのが全く今回の資料からは見えないんですけども、例えば単なる修繕じゃなくて、例えばこういうものを入れるんだとか、ああいうものを入れるんだとか、こうこうここはこうなるんだとか、そういう計画というのも建てる予定はないということでもいいですか。

◎中村豊治委員長
管財契約課長。

●山口管財契約課長

今後の予定ですけれども、今現在、プロジェクトも入れまして、改修計画案の作成をしております。

あと1階レイアウトの改修ということで、市民の皆さんにわかりやすい庁舎にしていくという計画も今進めておりますので、そういったところが、今後の計画の中心になってくるかというふうに思います。

以上です。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。

私は、建てかえても別にいいんじゃないかと、正直言うと思っではおるんですけども、伊勢の庁舎というのは正直、全国的に見ても僕から見ると、かなり庁舎そのものが遅れます。

I T化にしてもそうですし、いろんな市民との交流の場所をどうやってつくっていくのか、動線なんかも含めても全部そうですけど、かなり遅れた自治体だと僕は思ってます。

建物ほぼ全てが遅れとると思っってますけども、できれば先端の自治体というのを参考にさせていただいてですね、何をしたら市民のためになるのかとか、何年後、このたかが30年とかいう3年後、4年後を考えるんじゃないかとですね、10年後、20年後、先ほど小山委員も耐用年数の話をされましたけど、平成50年のときの姿とかですね、全て考えた上でこういう計画はぜひつくっていただきたいなと思います。

もう1点だけ、ちょっとお聞かせください。

予算委員会とかの中で、例えばその、一部、間貸ししとるところの電気のメーターがついてないとかそういう個別の案件があったかと思うんですけども、そのあたりもこの改修にあわせて、電気とか水道メーターとかそのあたりも、全て別で管理ができるような形での改修をしていただけるのかどうなのかだけお聞かせください。

◎中村豊治委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

建物上の制約が、改修ですのでどうしてもありますけれども、そういったことが可能であれば、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

他にございましたら。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これ今、二人の方が発言したとおりなんですけど、もうちょっと骨組みというか、こうやというものを出示してもらわんとですな。

今日のところは、やるぞと、26年から30年の間に改修しますよということぐらいの受けとめ方でええんかいな。というのはですな、改修計画案を作成するんですやろ、今年、これから。

議会へ出してくれるときは、もうちょっと骨組みというか、こういう、今、野崎委員が言われたようなことも含めてですね、小山委員、野崎委員の含めて出していただかんと、今日はこれ、ボクシングでいうたらジャブぐらいで受けとめておいてよろしいんかいな。

◎中村豊治委員長
管財契約課長。

●山口管財契約課長

資料が不足しております、すみません。

ちょっとそのような、庁舎改修をしますという、今回はそういう形の御報告というか、協議をさせていただいております。

◎中村豊治委員長
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長
他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長
他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【新市建設計画の変更について】

◎中村豊治委員長
次に、「新市建設計画の変更について」の説明をお願いいたします。
企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「新市建設計画の変更」につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料2をごらんください。

「1の計画変更の背景」でございますが、東日本大震災を受けて制定をされました東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律、こちらのほうが平成24年6月に一部改正され、被災地以外の市町村においても、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたところでございます。

「2の計画変更の理由」につきましては、現在、当市の合併特例債の起債可能期間は、新市建設計画の計画期間であります平成27年度までの10カ年となっておりますが、同法の改正を受けまして、平成32年度までの起債が可能となったことから、その要件となります新市建設計画の計画期間の延長を行おうとするものでございます。

今後、小中学校の統合新校や新病院の建設等に係る財政支出が予定されておりますこ

とから、有利な財源である合併特例債を引き続き活用してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、「3 現行の新市建設計画の概要」につきましては、説明を割愛させていただきたいと存じます。

裏面をごらんください。

「4 変更項目」でございますが、先ほど御説明申し上げました計画期間の延長、それからこれに伴う財政計画の追加を行うものでございます。

「5 の必要な変更手続及び根拠規定」につきましては、変更案作成後、旧の市町村の合併の特例に関する法律、旧法でございます、こちらの法律の定めるところにより、地域審議会の意見の聴取、知事との事前協議及び正式協議、そして議会の議決を経て決定をし、変更計画を公表するとともに、総務大臣及び知事に送付することとなっております。

「6 のスケジュール」でございますが、議会、三重県及び地域審議会との関係を一覧にしておりますが、年内に変更案を作成し、県との事前協議を経て、2月を目途に協議会に御報告するとともに、地域審議会に諮問をし、答申をいただくこととしております。

その後、県との正式協議を行い、5月を目途に協議会で経過報告をさせていただいた後、6月定例会に計画変更に係る議案を上程する予定でございます。

以上でございます。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。

ございますか。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【施設使用料の見直しについて】

◎中村豊治委員長

次に、「施設使用料の見直しについて」の説明をお願いいたします。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「施設使用料の見直し」につきまして、御説明を申し上げます。

資料3をごらん願います。

「1の経過」につきましては、施設使用料の見直しについては、合併調整内容とされておりましたので、先の第二次行財政改革大綱実施計画におきまして、平成25年度までに見直しを実施するとしておりましたが、完了には至っておりません。進捗が遅れておりますことを、まずおわびを申し上げます。

来年は、市町村合併から10年目と、区切りの年になりますので、早期に対応に向けての取組方針を、今回お示しするものでございます。

「2の課題」につきましては、統一した考え方を示す指針が必要であること、それと見直しの時期を課題と捉えております。

まず、「3の指針」でございますが、記載のとおり、4つの基本的な考え方で進めてまいりたいと考えております。

1つは、施設を利用する場合、利用しない人の税金も投入されることから、利用する人と利用しない人との税負担の公平性を確保する上からも受益者である利用者に応分の負担をいただくといった「受益者負担・公平性の原則」、1つは、受益者の負担割合を整理し、原則的な算定方法を設定するなど「算定方法の明確化」、1つは、現在不統一の「減額・免除基準の整理、統一化」、そして、効率的・効果的な運営による経費縮減、利用環境の整備・拡充等により稼働率の向上を図り利用者負担を抑制するなど、「管理運営の効率化等」でございます。

(2)の基本算定方法につきましては、施設使用料は、原価に受益者の負担割合を乗じて算出することとします。原価は、施設の維持管理等に要する「人に係る費用」人件費でございますが、これと「物に係る費用」物件費、これらを合計したものとしますが、土地代、維持補修費、減価償却費については、全ての市民に利用機会を提供するための費用と捉え、原価には含めないことといたします。

また受益者の負担割合は、日常生活における必要度合い「必需性」と、民間でも提供されているかどうかの「市場性」の2つの視点で、検討することといたします。イメージとしましては、それぞれの視点を縦軸、横軸で設定をし、負担区分をマトリクス状に設定する、そういったことを想定しております。

(4)その他につきましては、原則として、全ての施設で見直しを行い、また、現在、午前、午後、夜間、全日、こういった大きな時間帯の区分で設定をされております利用料金を、1時間単位で原則的に設定することといたします。

見直しの結果、使用料が大幅に上回る場合は、利用者への影響も大きいことから、上限率を設定する激変の措置が必要と考えております。また、現在不均一の市外の利用者、営利目的の利用の場合の割増料金も整理統一すべきと考えております。

裏面をごらんください。「4 見直しの時期」の(1)基本的な考え方でございますが、本年4月、消費増税による改定を行ったところでございますが、短期間に料金改定を複数回行うことのないよう留意し、また、使用料の改定に当たっては、市民への周知期間、周知方法について留意することといたします。それから、指定管理者制度を導入している施設につきましては、指定管理期間を踏まえて改定時期を検討する必要があると考えております。

なお、資料には考慮すべき事項として消費税率の変更時期を平成27年10月1日予定と記載しておりますが、御承知のとおり昨日の首相の記者会見では、18カ月先送りすると表明されたところでございます。

今回、お示しをいたしましたこれらの取組方針は、来年10月1日、当初の消費増税も視野に入れてのものでございましたが、状況がこのように変わってまいりましたので、(2)の今後のスケジュールにつきましては、今後の消費増税に係る、また法律を改正する必要が出てくると思っておりますが、改正法案の動向等も注視しながらしるべき時期を逸することのないよう御協議申し上げたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、御苦労さんでした。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、すみません。ちょっと2点ぐらいお聞かせください。

基本の算定方法について、まずお聞かせをいただきたいんですけども、これは施設使用料というのは、先ほど違うところでも上がってましたけど、公共施設のマネジメントとか、あのあたりでも本来は密接に関係してくるのかなと思うんですけども、使用料の計算の中に、ぱっと見ですけども、稼働率というのがちょっと入ってないような気がするんですけども、単に時間で割るつもりなのか、それとも稼働率を考慮した計算方法をこれからまたここに書いてあるのとは別につくられるのかをお聞かせください。

◎中村豊治委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、このお示した資料中では十分に記載をさせていただいておりませんが、稼働時間、時間で一応、基本的に設定するというふうに考えておりますので、このあたりは、現時点では、まだ検討中でございますが、目標稼働率のようなものを設定する、それは、先ほどの効率、4つの観点の最後の項目、「管理運営の効率化等」という視点もございますので、そのあたり、目標稼働時間等の設定もしながらということをお考えしているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、一つちょっと気になったのが、稼働率の高いところのほうが同じ原価であれば、当然、費用負担が安くなるのかなというふうな形で見とるんですけども、逆に稼働率が低いのお金のせいだっというふうな形で、その例えば使用料を下げてしまって、稼働率を上げていくような方向にしてしまうと、本来の目的、今回の施設使用料の目的がずれてくるんじゃないかなと思いますので、これをある程度一定の価値観というか基準にさせていただいて、最低稼働率、この値段でここっという最低ラインだけは絶対に割らないようお願いをしたいというのが1点と、もう1点、今回、使用料を見直した上で、なおかつ稼働率等が上がってこなかったとき、そのときは当然、公共施設のマネジメントとかも関連

して施設の改廃そのものに、この計画が関わってくる話になるのかなと思うんですけども、そこまで見据えてこの資料を出されてきたということで、考えてよろしいですか。

◎中村豊治委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、ありがとうございます。

まず、稼働率の考え方につきましては、今おっしゃられたような視点もあろうかと思いますが、こちらのことについては、これから御意見も踏まえて考えさせていただきたいと思います。

2点目の公共施設マネジメントの関連性につきましては、当然そういうことも視野に入れながら、この取り組み、その先にはそういった施設のことの整理も入ってくるものと考えているところでございます。

◎中村豊治委員長
はい、他にございますか。
工村委員。

○工村一三委員

ちょっと一つお聞かせください。

実質的な施設使用料の見直しということで、全体的にはじいてみやなわからんと思いますが、非常に大幅な値上げになるのかと、あるいは下がるということはないと思いますが、その辺をどういうふうに考慮しとんのかなと、これちょっと見させてもらいますと、この中にあくまでも、「受益者負担・公平性の原則」と、また、(1)の部分のところにあります、「減額・免除基準の整理、統一化」というふうな内容で、非常にこの辺である程度極端な値上げというのではないというふうには解釈するんですけど、それと(2)の「受益者の負担割合」の中で必要性あるいは市場性という言葉も入ってございますので、その辺、公共施設である以上、極端な値上げというふうな形にならないかということが非常に危惧されるわけなんですけど、その辺は今後どういうふうにやられていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

◎中村豊治委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、ただいまの今回の見直しにおいて、料金が上がることも想定されるということでございますけれども、このことに関しましては、資料の3番、指針についての(4)その他の項目に記載をしております。

ちょっと説明が不十分で申しわけありませんでした。

「激変緩和措置」というのが必要かと考えております。

これは、他の市町におきましても、実際、算定をしたら大幅に、試算した結果、上がってくるようなところもあったようでございまして、例えば、その上げ幅、上昇率を一定程度に抑えるといった「激変緩和措置」というのも、利用いただく皆さんの負担のことを考えますと必要かというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

基本的には、公共的な施設を公共的なボランティアとかいろいろな形の考え方で使う場合、あるいは例えば極端な話、私ら議会の報告会をやる場合にお借りする場合とか、非常に公共性に富んだような内容の場合と、あくまでも個人がやられておる場合とか特殊な団体が使われる場合とか、非常に使い方によってある程度のめり張りをつけていただかなければいけないなど、いうふうに感じておりますので、その辺だけちょっとお聞きして終わりたいと思います。

◎中村豊治委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

先ほどの説明中に、ちょっと不十分なところがございました。

施設に応じまして、市場性と必需性という2点の観点から、負担区分を見てまいりますので、そのあたりは施設に応じて負担の割合も異なってくるというふうに認識しております。

加えて今、工村委員のおっしゃられた、公共性の度合いによる、政策的な判断も伴ってまいりますけれども、減免のことに関しましては、御指摘のような視点で検討する必要があるかと思っております。

ただ、現時点におきましては、それぞれ、ばらばらな状況ですので、そのあたりは整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

他にございますか。

品川委員。

○品川幸久委員

最初のところで課長さんからおくれておって申しわけないというおわびがあったんや

けど、なぜおくれておったかという説明がないわけですよ。

そこら辺のところが説明がないと、いろいろ地域の話をしながらか地域と話し合ってる中でうまいこといかへんだんか、それともおたくらが怠慢でやってなかったかという部分になり得る話なんで、そこら辺のことをまずきっちり話してから、次のことを聞こうと思うんで、よろしくをお願いします。

◎中村豊治委員長
情報戦略局長。

●森井情報戦略局長

合併調整項目の中で10年も経ちながら整理ができなかったことにつきましては、まずもって課長、冒頭申し上げましたように、私のほうからもおわび申し上げます。

決して怠慢でというわけではなくて、内部的にはいろいろと各課にも、先ほど申し上げました原価の計算の協力を得ながら、一応の試算の状況もつくり込みながら進めてきておりました状況もございましてですけども、なかなかそれを外に出しながら、こんなような形で、今回も一応使用料見直しを進めていきたいということでの提案をさせていただいておりますけども、最終的な案の提示には至っておりません。

ただ今後また、先ほどのスケジュールで申し上げましたとおり、今後、しかるべきときにお示しさせていただきたいと思っておりますけども、そういう意味合いでなかなか議会の皆様、それから、外の市民の皆様に提示する機会をなかなかようつくり込まなかったというところで、御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長
品川委員。

○品川幸久委員

何でできなかったかっていうことを僕は聞いておるんで、おたくらが計算に10年かかったんかという、今の答弁にはならないと思うんですけどね。

合併するときには私は合併委員でおりましたんでね。そのときにも話した話ですよ。

10年間かかるんやったら、実は徐々に徐々に時間をかけながら調整をとっていくということがベストであろうと、それを10年たってから急にやるからこういう激変緩和みたいな話になってきてですね、一遍に飛ぼうとは思わんとゆっくりソフトランニング的に飛んだらどうやというふうな話は、合併協議会のときもきっちり話はさせてもらったんですよ。

この間の下水の話も皆そうですけど、何か、今10年来たもんでさあやらないかんというふうな形で、それも市民に対して説明がどうのこうの、時間がかかる、指針なんかでもこれは当たり前のことが書いてあるだけですよ。

伊勢市におるんやで、どこの人間が伊勢市の人が使っても同じ金額で使えるということ、これは当たり前の話ですよ。そうでしょ、子供のお金が幾らかかると、伊勢市の子

供やったらみんな同じ金額でかかるというふうにするということが、まず合併の第一条件やないんですか。それを10年間で調整するという事は、10年間かけて調整するというふうに僕は自分で理解をしながら、何回も合併協議会のお話をお話をさしてもらったんですけどね、合併委員としてね。

ですから、遅れてまして申しわけないというのは、僕はちょっといかがかなと思うんですけどね。ですからそこにはいろんな調整もしたんやと。そやけど地域といろいろ話をしてもなかなか納得してもらえへんだんやと、これがやっと10年きたもんで納得するわということになって、今になったというような話をちゃんとしてもらおうとよくわかるんやけど、なんか私ら計算に時間かかってましたもんでみたいな話があったら、ちょっといかがかなと僕は思うんですよ。

そこら辺どうですか。

◎中村豊治委員長
情報戦略局長。

●森井情報戦略局長

まことに申しわけございません。

時間がかかっておったというわけではございませんですけども、なかなかこの10年間で、使用料の見直しの、今回提示をさせてもらったような形、それからその先の個々具体的な形の部分まで、よう提示をしなかったということは事実でございますので、そのところは反省をしておりますので、今後、しかるべきときにちゃんと提案させていただいて進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長
品川委員。

○品川幸久委員

公平性ももちろん大事ですんでね、これが急に上がるとなると住民のほうもなんでそんなにたくさん上がるんやと、それやったら本当にじわじわじわじわ値上げをしてもらったほうが、住民のほうは楽やったんと違うんかなと思います。

最後に一つ言いますけど、「激変緩和措置」をとられるということなんですけど、何年間の「激変緩和措置」をとられるのか。

その点だけ教えてください。

◎中村豊治委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

現時点において具体的な年数までは決めてはおりませんが、少なくとも急といえますか、今回見直しするに当たって全面的に見直すということになりますので、次回の

改定までは、そういった措置が必要ではないかなと。

その後は、だんだんと通常ベースに戻していくっていうふうなことが、いいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

はい、よろしいですね。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【行財政改革について】

◎中村豊治委員長

次に、「行財政改革について」の御協議をお願いいたします。

当局から説明を願います。

情報調査室長。

●椿情報調査室長

それでは、「行財政改革」について、御説明申し上げます。

本市のこれまでの第一次及び第二次行財政改革では、計画期間を4年間と定めた「大綱」を策定し、その下に大綱の考え方に基づく個別の取組項目をまとめた「実施計画」を策定して取り組んでまいりました。

今回は、第二次行財政改革大綱の計画期間が平成25年度末をもって終了したことに伴いまして、新たに大綱を策定するのではなく、行財政改革を進める上での道しるべとして「指針」を策定することといたしました。また、指針に基づいた具体的な取り組みにつきましては、資料4の2の「伊勢市行財政改革 取組項目」に記載をしております。

策定にあたりましては、6月以降、行政改革推進委員会で5回にわたりまして御審議をいただき、御承認をいただいたものでございます。

それでは、まず資料4の1「指針(案)」から御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

「1趣旨」ですが、ここでは導入部分として、指針策定の意義や目的について記載をしております。本指針は、市を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応し、これからの時代にふさわしい行財政運営を行うことで、持続可能な自治体であり続けることを目指し策定するもので、今後の行財政改革の道しるべとなる旨を記載しております。

次に、1ページ中段から4ページ上段にかけての、「2指針策定の背景」では、これまでの本市の行財政改革の取り組み経過について触れ、これから本格化する人口減少、少子高齢化の進展などの経営環境の変化を踏まえ、今後の行財政改革の必要性について記載をしております。

次に、4ページ中段から5ページにかけての、「3今後の行財政改革の視点」では、これまでの大綱の策定から、今回は指針を策定することとなった経緯を説明するとともに、

視点の位置づけについて記載をしております。

これまで大綱については、計画期間を4年間と定め、その期間に重点的に取り組むテーマを3つのキーワードや柱として設定をしまいましたが、そこに連なる取組項目の中には3つに分類しきれないものもございました。一方で、行財政改革を進めていく上では、財政改善や業務の効率化といった年限を区切らず引き続いて取り組むべきテーマもございます。

そこで、今回は新たに大綱を策定するのではなく、行財政改革を進める上での道しるべとして指針を策定することといたしました。そして、今後も厳しい経営環境が続くであろうと予想される中で、持続可能な行財政運営を行うために必要な視点として、(1) 経営資源の有効活用、(2) 事業実施の最適化、(3) 成果重視の行政運営、(4) 活力ある組織風土の構築を置いております。

次に、6ページをごらんください。

「4 取組みの進め方」では、進行管理について記載をしております。

それでは次に、資料4の2「取組項目(案)」をごらんください。

取組項目には、指針に基づき取り組む具体的な内容を29項目記載しております。取組期間は平成26年度から平成29年度までの4年間となっております。

取組項目の表紙をお開きください。

指針にあります4つの視点に基づいて取組項目の一覧が記載してございます。

まず、「1 経営資源の有効活用をめざして」、今後も厳しい社会経済環境が続くことが予測されることから、歳出削減や歳入の増に取り組めます。

次に、「2 事業実施の最適化をめざして」、公共サービスの見直しに取り組み、限られた財源の中で効果的な公共サービスを実施するため、適宜、事業の見直しを行い、最適化を図ります。

また、公共サービスの提供体制の見直しに取り組み、サービス供給の担い手が公務員である必要のないものについては、アウトソーシングを推進してまいります。

また、施設の活用・あり方の見直しに取り組み、各施設の利用状況等も踏まえて施設のあり方を見直していきます。

次に、「3 成果重視の行政運営をめざして」、厳しい社会経済環境のもと可能な限り市民満足度を高めるため、サービス・質の向上に取り組めます。

最後に、「4 活力ある組織風土の構築をめざして」、社会環境の変化に柔軟に対応することができる組織を目指して組織風土の改善に取り組めます。

各取組項目につきましては、毎年度、見直しを行い適宜追加等を行ってまいります。

続きまして、資料4の3「意見書」でございますが、指針を策定するにあたりましては、伊勢市行政改革推進委員会から御意見を頂戴しながら、つくり上げてまいりました。行政改革推進委員会は、外部委員6名で構成されております。そこで、これまでにいただきました御意見を、意見書として取りまとめて提出いただいたものでございます。

資料4の2の「取組項目」は、指針(案)と意見書を庁内各所属に提示し、募ったものでございます。

なお、各協議会に関連する「取組項目」につきましては、資料4の2の末尾に記載のとおりとなっております。

以上で、行財政改革についての説明を終わります。
よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、御苦労さん。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。
品川委員。

○品川幸久委員

自分ところの総務に関することしか言わせてもらえへんのだろうと思いますが、例えばですね、自治会の防犯灯のLED化なんかは、財源の問題もあって、自治会の財源の問題もあるんやろうと思いますが、実際これをやることによって電気料金を30%から50%ぐらい削減できるというふうなことを書いてありますよね。

そうすると、今、自治会のほうに電気代の50%を市が負担をしとるんであれば、そのお金を先に出してLED化にさせていただいて、それから、半分の交付をやめるというようなことも考えられるんじゃないかなと。そのほうが、早く進んでいいんじゃないかなと思うんですけど。

そこら辺はどうですか。

行財政改革の観点から、お答えください。

◎中村豊治委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

ただいまの防犯灯のLED化への取りかえについて、電気代が削減されるため、その分を早く取りかえしていけばということ、御意見をいただきましたが、現在のところは、平成33年までを目標に随時取りかえを行っておるところであります。年次的に自治会から要望がある取りかえに対しまして、早く自治会のほうでプラス取りかえをしていきたいというところにつきましては、再配当もしながらふやしていただいております。

その電気代分を早めるということについて、今後、研究比較はしていきたいと考えますが、現在のところは年次的に取り組んでおるところにございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

LEDにかえて、電気代が削減されるわけですね。

そうすると今まで、10のうちの5を伊勢市が払っておったわけですね。それが5になったと。それをまた、その半分を伊勢市が払うことで続けていくというふうな感覚でお

られるんですか。

電気料金が今10やとしますよね。簡単に言うたら100円としますよね。これが、市のほうが50円持とうということやってますよね。それが、50円の電気代になったら、じゃあ伊勢市はその25円を払うっていう、まだ続けるっていう感覚でおられるんですか。

◎中村豊治委員長
危機管理課長。

●山口危機管理課長

電気代、LED化は半額になったとした場合に、現在のところ電気代の補助については2分の1ということですので、その半分の25円を今ところは補助していくという考えであります。

◎中村豊治委員長
品川委員。

○品川幸久委員

それが本当にいいのかどうかということを、しっかり考えていただきたいと思います。

自分とこの家の周りの電気をとすることは、受益者負担の観点から当たり前の話で、それを合併のときに御菌さんの例に合わせたかどうかで50%を補助しようと、その前はなかったですね。

それが、電気代が安くなる球をつけて半額になったと、またその半額をまだ市が負うてこってというような感覚というのは、1回ちょっと、本当に見直したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですね。

その分を先につけて、器具を取りかえてもらってどんどん進めれば、鈴木市長も電気は使ったらいかんよねという方針もしっかり出されて、あれからどうなったか私知りませんが、報告がないので、ですから、そういうことやないのかなと思いますよ。一時、庁舎の電気は切りましょうね。こんな無駄なことをしとったらということで、電気のこともやりましたよね、電気代のことを。

それがLED化に変わるんやったら、もう一斉にLED化にしたらよろしいやないですか。その分、半額の分を長年かけて払わんでいいんやったら、その分にしたほうがいいんじゃないかと、いうふうな感覚も僕は大事やと思うんですね、行革やってこうと思ったら、長々長々、じわじわじわじわかえて一つのもんかえてくってというようなことも、一つを選択なんやろと思いますけど、一遍にかえてしまうというのも一つを選択やと思うんですね。

将来的に同じ金額を使うのであれば、そのほうがずっと有利かなと。そういうこともしっかり計算して、一回行革で考えてください。

終わっときます。

◎中村豊治委員長

他にないですね。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【自治会集会所建設等の補助制度（案）の見直しについて】

◎中村豊治委員長

次に、「自治会集会所建設等の補助制度（案）の見直しについて」の御協議をお願いいたします。

当局から説明を願います。

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

「自治会集会所建設等補助制度（案）の見直し」について、御報告を申し上げます。

本件につきましては、8月28日開催の総務政策委員協議会で、御協議をいただいたところでございますが、その際、自治会では建設資金を捻出するための寄附金集め等に苦慮されていることから、補助金の増額と基金の創設についての御意見を頂戴いたしております。

また、伊勢市総連合自治会からも9月19日付で、補助制度の拡充についての御要望を頂戴しておるところでございます。

さらに、9月に開催されました決算特別委員会におかれましても、基金の創設による貸付や利子補給制度の創設につきまして御意見を頂戴しておるところでございます。

つきましては、基金の創設による貸付や利子補給制度につきましては、導入を見送らせていただきたいというふうに御答弁をさせていただいております。ただ、御意見や御要望をいただいておりますから、今回、補助額の増額ということで対応を考えさせていただきましたので、その内容について御報告のほうさせていただきます。

資料5のほうをごらんいただきたいと思えます。

左側の改正後の表中、建設・改築の100平方メートル以下の補助額の上限は、400万円から500万円に変更するものでございます。

また、100平方メートルを超え150平方メートル未満の補助額の上限は500万円に100平方メートルを超える1平方メートルごとに4万円加算した額。そして、150平方メートル以上の補助額の上限につきましては700万円に、それぞれ100万円を増額をさせていただくものでございます。

また、購入につきましても建設と合わせまして、それぞれ100万円を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、自治会集会所建設等補助制度（案）の見直しについて御報告申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これもちまして、協議会を閉会をさせていただきます。

どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午御 2時50分